

## 議案第 53 号

### 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成 12 年条例第 31 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

#### 提案理由

建築基準法施行令の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同令を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築基準条例の一部を改正する条例

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画)</p> <p>第30条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物においては、それらの用途に供する部分とその他の部分との区画は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 床及び壁は準耐火構造とし、その開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第1号又は第2号に規定する構造であるものを設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(客席部と舞台部との区画)</p> <p>第48条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等は、客席部と舞台部(花道その他これに類するものを除く。以下同じ。)との境界に区画(上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもの又はこれらと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。)を設けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等については、区画の開口部に特定防</p> | <p>(自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画)</p> <p>第30条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物においては、それらの用途に供する部分とその他の部分との区画は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 床及び壁は準耐火構造とし、その開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号又は第2号に規定する構造であるものを設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(客席部と舞台部との区画)</p> <p>第48条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等は、客席部と舞台部(花道その他これに類するものを除く。以下同じ。)との境界に区画(上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもの又はこれらと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。)を設けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等については、区画の開口部に特定防</p> |

火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められる設備を設けなければならない。

(舞台部の各室の区画避難)

第49条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを、準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

2及び3 (略)

(映写室)

第50条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁(木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床若しくは壁)又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、同条第11項本文の規定の適用がない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が1平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(主階が避難階以外にある興行場等)

第51条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を持つ建築物は、次の各号によらなければならない。

(1) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画すること。

(2)及び(3) (略)

2 (略)

(耐火構造等の床等を貫通する建築設備)

第53条の2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床

火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められる設備を設けなければならない。

(舞台部の各室の区画避難)

第49条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを、準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

2及び3 (略)

(映写室)

第50条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁(木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床若しくは壁)又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、同条第10項本文の規定の適用がない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が1平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(主階が避難階以外にある興行場等)

第51条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を持つ建築物は、次の各号によらなければならない。

(1) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもので区画すること。

(2)及び(3) (略)

2 (略)

(耐火構造等の床等を貫通する建築設備)

第53条の2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床

又は壁(外壁を除く。以下同じ。)を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合には、当該床又は壁を令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第21項の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第59条の2 (略)

2 法第3条第2項の規定により第8条、第11条、第12条、第17条、第22条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号の規定の適用を受けない建築物であつて、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) (略)

(2) 第12条(排煙設備に係る部分に限る。)に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は建築物が令第126条の2第2項第1号に規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された部分

3 (略)

又は壁(外壁を除く。以下同じ。)を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合には、当該床又は壁を令第112条第19項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第20項の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第59条の2 (略)

2 法第3条第2項の規定により第8条、第11条、第12条、第17条、第22条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号の規定の適用を受けない建築物であつて、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) (略)

(2) 第12条(排煙設備に係る部分に限る。)に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は建築物が令第137条の14第3号ロに規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された部分

3 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。